

京都市告示第156号

京都市水路等管理条例第3条第1項の規定に基づき、農業用水路等を次のように廃止します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市産業観光局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成27年 5月15日

京都市長 門川 大作

(廃止する農業用水路等)

整理番号	路線名	起 点 終 点
1	大枝水0061号	京都市西京区大枝沓掛町8番地の36地先 京都市西京区大枝沓掛町8番地の75地先
2	大枝水0062号	京都市西京区大枝沓掛町8番地の36地先 京都市西京区大枝沓掛町8番地の38地先

(産業観光局農林振興室農業振興整備課)